

秋田県PRキャラクター「んだッチ」利用許諾取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、秋田県PRキャラクター「んだッチ」（以下「んだッチ」という。）のイラスト（以下「イラスト」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（イラストの利用に関する権利）

第2条 イラストの利用に関する一切の権利は、県に属する。

（利用の許諾の申請等）

第3条 イラストを利用しようとする者（報道機関及び県の機関を除く。）は、あらかじめ総務部広報広聴課長の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾（以下「許諾」という。）を受けようとする者は、利用申請書（様式第1号）を総務部広報広聴課長に提出しなければならない。

3 総務部広報広聴課長は、許諾の申請をした者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

（許諾の手続）

第4条 総務部広報広聴課長は、申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が県のPRに寄与すると認めるときに限り、許諾をするものとする。

2 総務部広報広聴課長は、許諾には、イラストの利用方法等について、必要な条件を付することができる。

3 許諾の期間は、許諾の日から1年を超えないものとする。

4 許諾は、利用許諾書（様式第3号）によるものとする。

（許諾の制限）

第5条 総務部広報広聴課長は、許諾の申請をした者のイラストの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、許諾をしないものとする。

（1）法令及び公序良俗に反するおそれがある場合

（2）県の信用又は品位を害するおそれがある場合

（3）第三者の利益を害するおそれがある場合

（4）特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援し、若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがある場合。ただし、県のPRに特に効果があると総務部広報広聴課長が認める場合は、この限りでない。

- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに利用されるおそれがある場合
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はその広告等を利用される場合
 - (7) イラストの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
 - (8) んだッチのイメージを損なうおそれがある場合
 - (9) イラストの変形を行う場合又は立体物でその表現がイラストから製作した立体物と認められない場合
 - (10) その他総務部広報広聴課長がイラストの利用が適当でないと認める場合
- 2 総務部広報広聴課長は、許諾を行わない場合は、利用不許諾通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（許諾を受けた者の遵守事項）

第6条 許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラストの利用に当たっては、許諾を受けた内容に限ること。
- (2) 許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 著作権者の表示及び許諾番号（「©2015 秋田県んだッチ*****（*****には総務部広報広聴課長が許諾の際に個別に指定する許諾番号）」又は「©2015akitapref.ndatchi*****」をいう。）を許諾を受けた対象物件又は当該対象物件の包装等（以下「対象物件等」という。）に表示すること。
- (4) 総務部広報広聴課長が行う売上調査及び照会に応じること。
- (5) その他総務部広報広聴課長の指示に従うこと。

（許諾内容の変更の申請）

第7条 利用者は、許諾の内容を変更しようとするときは、あらかじめ総務部広報広聴課長の許諾を受けなければならない。

- 2 第3条（第1項を除く。）から前条までの規定は、前項の許諾（以下「変更の許諾」という。）について準用する。この場合において、第3条第2項中「利用申請書（様式第1号）」とあるのは「利用変更申請書（様式第5号）」と、第5条第4項中「利用許諾書（様式第3号）」とあるのは「利用変更許諾書（様式第6号）」と読み替えるものとする。
- 3 変更の許諾をした場合の変更後の許諾期間は、変更前の許諾期間の終期までとする。

(許諾の取消し)

第 8 条 総務部広報広聴課長は、利用者がこの要領又は許諾若しくは変更の許諾の内容に違反していると認められるときは、許諾又は変更の許諾を取り消すことができる。この場合において、生じた損害については、利用者がその責めを負うものとする。

2 前項の規定による許諾の取消しは、利用許諾取消書（様式第 7 号）によるものとする。

(報道機関による利用)

第 9 条 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、報道機関は、報道目的以外の放送又は記事等でイラストを利用しようとするときは、総務部広報広聴課長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、利用届出書（様式第 2 号）によらなければならない。

(届出した者の遵守事項)

第 10 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) イラストの利用に当たっては、届出をした内容に限ること。

(2) 著作権者の表示（「©2015 秋田県んだッチ」又は「©2015akita pref.ndatchi」をいう。）を対象物件等に表示すること。

(3) その他総務部広報広聴課長の指示に従うこと。

(県の機関による利用)

第 11 条 県の機関は、イラストを利用したときは、実績報告書（様式第 8 号）を総務部広報広聴課長に提出しなければならない。

2 イラストの利用に当たっては、著作権者の表示（「©2015 秋田県んだッチ」又は「©2015akita pref.ndatchi」をいう。）を対象物件等に表示することとする。

(利用料)

第 12 条 イラストの利用料は、無料とする。

(賠償責任等)

第 13 条 次に掲げる場合に生じた損害については、第 8 条第 1 項後段の規定を準用する。

(1) 総務部広報広聴課長が許諾又は変更の許諾をしたことに起因し利用者に損害が生じた場合

(2) 利用者、報道機関及び県の機関（以下「利用者等」という。）が、利用者等の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合

(3) 利用者及び報道機関が、イラストの利用に際して県に損害を与えた場合

(委任)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、イラストの利用について必要な事項は、総務部広報広聴課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。